

○国土交通省告示第九百三十二号

船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（昭和五十六年運輸省令第四十七号）第八条の規定に基づき、船の長さ二十四メートル未満のモノコック構造を有する船舶のトン数の算定方法を定める告示を次のように定める。

平成二十六年十月一日

国土交通大臣 太田 昭宏

船の長さ二十四メートル未満のモノコック構造を有する船舶のトン数の算定方法を定める告示

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 モノコック構造船舶の測度の基準

第一節 国際総トン数（第五条・第六条）

第二節 総トン数（第七条）

第三節 純トン数（第八条―第十三条）

附則

第一章 総則

（適用）

第一条 船の長さ二十四メートル未満のモノコック構造を有する船舶のトン数の算定方法については、船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（昭和五十六年運輸省令第四十七号。以下「規則」という。）第一章及び第二章（第四節を除く。）の規定にかかわらず、この告示の定めるところによる。

（定義）

第二条 この告示において「船の長さ二十四メートル未満のモノコック構造を有する船舶」（以下「モノコック構造船舶」という。）とは、下部船体と上部船体とが下部船体の船側上部において結合することにより互いに支えあう構造を有する船舶であつて、当該構造の長さが、連続して船体長さの二分の一以上あるものをいう。

2 この告示において使用する用語は、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

3 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 下部船体 船底外板、船側外板その他外板で構成された船体の部分をいう。
- 二 上部船体 仕切り、隔壁、甲板又は覆いで構成された船体の部分をいう。
- 三 船体長さ 船体の前端から後端までの水平距離をいう。ただし、取り外し可能な部品及び下部船体と上部船体との結合部のフランジ長さは船体長さに含まないものとする。

四 船体幅 船体の外面間の最大幅をいう。ただし、取り外し可能な部品及び下部船体と上部船体との結合部のフランジ長さは船体幅に含めないものとする。

五 船体深さ 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める垂直距離をいう。ただし、取り外し可能な部品は船体深さに含めないものとする。

イ ブルワークを有する場合 キールの下面からブルワークの上面までの垂直距離

ロ ガンネルを有する場合 キールの下面からガンネルの上面（丸型ガンネルを有する船舶にあつてはガンネルが角型となるように船体の外面をそれぞれ延長して得られる交点）までの垂直距離

ハ ブルワーク及びガンネルを有しない場合 キールの下面から船側における上部船体の上面までの垂直距離

六 型深さ 船体深さから船体の板厚を減じた深さをいう。

七 主要構造物 上部船体のうち船体深さの上端の位置を前後方向に通る線（以下「シアライン」という。）より上方に設けられた構造物をいう。

（単位及び精度）

第三条 長さ、幅、深さ及び高さは、メートルを単位とし、四捨五入により小数点以下二位までとする。

2 トン数は、十トン以上である場合にあっては小数点以下を切り捨て、十トン未満である場合にあっては小数点以下は一位にとどめ、小数点以下二位を切り捨てる。

(容積の測度)

第四条 閉囲場所及び貨物積載場所の容積は、外板の外表面から外表面まで又は周縁の構造上の仕切り、隔壁、甲板若しくは覆いの外面から外面まで測度するものとする。

第二章 モノコック構造船舶の測度の基準

第一節 国際総トン数

(国際総トン数の数値を算定する場合の係数)

第五条 法第四条第二項の国土交通省令で定める係数は、次の算式により算定した数値とする。

$$0.2 + 0.02 \times \log_{10} V$$

この場合において、

Vは、閉囲場所の合計容積を立方メートルで表した数値

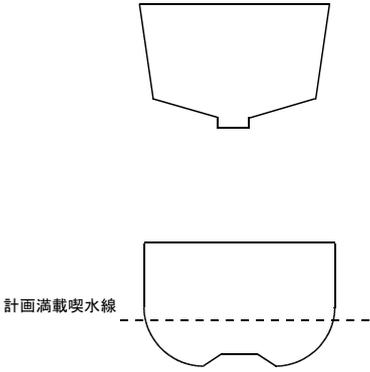
(閉囲場所の合計容積の算定方法)

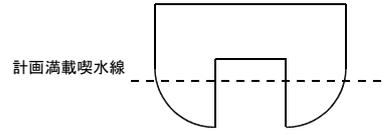
第六条 閉囲場所の合計容積は、次の算式により算定するものとする。

$$(S \times L_H \times B_H \times D_H \times K) + (L_S \times B_S \times H_S)$$

この場合において、

Sは、次の表の船型区分の欄及び船体長さの欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の係数の欄に定める値

船型区分	船体長さ		係数
<p>船底に凹入部を有しないもの（凹入部の船底外板の一部又は全部が計画満載喫水線以下にある場合を含む。）</p> <p>(参考図)</p> 	十二メートル未満	○・五四	
	十二メートル以上	○・六七	
<p>船底に凹入部を有するもの</p> <p>(参考図)</p>	十二メートル未満	○・三六	



右記以外のもの	小型船舶安全規則（昭和四十九年運輸省令第三十六号）第二条第二項に規定する特殊小型船舶	十二メートル以上	
管海官庁の指示 するところによる	○・六五	○・四五	

L_H は、船体長さ

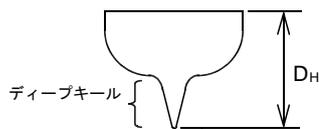
B_H は、最大の船体幅

D_H は、船体長さの中央における船体深さ（特殊小型船舶にあつては、船体長さの中央における全高

）
 K は、帆船（ディープレキールを有するものに限る。）においては○・七五。それ以外のものにあつ

ては一・〇〇

(参考図)



L_s は、主要構造物の最大の長さ

B_s は、主要構造物の平均の幅

H_s は、主要構造物の平均の高さ

$(L_s \times B_s \times H_s)$ の数値が $(S \times L_H \times B_H \times D_H \times K)$ を超えないときは、その数値は〇とする。

2 前項の規定にかかわらず、複数の船体を支柱その他の部材で平行に連結した構造を有する船舶の閉囲場所の合計容積については、船体毎に前項の規定を準用して算定しそれぞれ合算するものとする。

第二節 総トン数

(総トン数の数値を算定する場合の係数)

第七条 法第五条第二項の国土交通省令で定める係数は、次の算式により算定した数値とする。

$$(0.6 + t \div 10,000) \times (1 + (30 - t) \div 180)$$

この場合において、

tは、法第四条第二項の規定の例により算定した数値

$(0.6 + t \div 10,000)$ の数値が一を超えるときは、その数値は一とする。

$(1 + (30 - t) \div 180)$ の数値が一未満のときは、その数値は一とする。

第三節 純トン数

(純トン数の数値を算定する場合の係数)

第八条 法第六条第二項第一号の国土交通省令で定める係数は、次の算式により算定した数値とする。

$$(0.2 + 0.02 \times \log_{10} V_c) \times (4d \div 3D)^2$$

この場合において、

V_c は、貨物積載場所の合計容積を立方メートルで表した数値

D は、船の長さの中央における型深さ

d は、船の長さの中央における型深さの下端から規則第三十九条の規定で定める基準喫水線までの垂直距離（基準喫水線が定められていない船舶にあつては、型深さの七十五パーセントにあたる距離）

(4d/3d)²の数值が一を超えるときは、その数值は一とする。

(貨物積載場所の合計容積の算定方法)

第九条 貨物積載場所の合計容積の算定に当たっては、貨物積載場所についてそれぞれの容積を算定し、これらを合算するものとする。

(貨物積載場所の容積の算定方法)

第十条 貨物積載場所の容積の算定に当たっては、次の算式により算定するものとする。

$$L_c \times B_c \times H_c$$

この場合において、

L_cは、貨物積載場所の最大の長さ

B_cは、貨物積載場所の平均の幅

H_cは、貨物積載場所の平均の高さ

(純トン数を算定するための数值)

第十一条 法第六条第二項第二号の国土交通省令で定めるところにより算定した数值は、次の算式により算定した数值とする。

$$1.25 \times \left((T+10,000) / 10,000 \right) \times (N_1 + N_2 / 10)$$

この場合において、

Tは、国際総トン数の数値

N_1 は、定員八人以下の旅客室に係る旅客定員の数

N_2 は、旅客定員の総数から N_1 を控除して得た数

(純トン数の数値の算定について特例を定めることができる軽微な変更)

第十二条 法第六条第三項の国土交通省令で定める軽微な変更とは、当該変更によって閉囲場所又は貨物積載場所の容積に変更を生じないものとする。

(純トン数の数値の算定についての特例)

第十三条 前条に規定する軽微な変更により純トン数の数値が減少することとなるモノコック構造船舶の純トン数の数値は、法第八条の規定により国際トン数確認書が最初に交付された日(純トン数の変更に係る書換えを受けた場合にあつては、最後に書換えを受けた日)から起算して一年を経過する日までの間は、当該変更前の旅客定員の数を用いて法第六条第二項及びこの告示第八条から第十一条までの規定により算定するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、平成二十七年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、この告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。ただし、施行日以後に次の各号に該当する修繕が行われた現存船については、船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四条に規定する測度若しくは同法第九条に規定する改測、小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）第六条第二項若しくは第九条第二項に規定する測度又は小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和二十八年政令第二百五十九号）第一条第一項若しくは第三項に規定する測度を受ける日以後は、この限りでない。

一 上甲板の下面において船首材の前面から船尾材の後面までの長さ、船体の最広部においてフレームの外面から外面までの幅又は当該長さの中央においてキールの上面から船側における上甲板の下面までの深さの変更を生ずる修繕

二 上甲板にある船楼又は甲板室の新設又は撤去を伴う修繕